

平成22年3月

## 水質基準に関する検査内容変更のお知らせ(2)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成22年2月17日付健水発 0217 第 1 号中、「水質基準に関する省令等の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の一部改正に伴い、検査内容を変更させていただきますので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成22年4月1日(木)より

### ■変更内容

#### 1. 水質管理目標設定項目

項目番号7の「1,1,2-トリクロロエタン」が削除され、項目番号7が欠番となりました。

#### 2. 農薬類の対象農薬リスト中の見直し

検査項目	新		旧	
	目標値	当社定量下限値	目標値	当社定量下限値
イソプロチオラン(IPT)	0.3 mg/L	0.003 mg/L	0.04 mg/L	0.0004 mg/L
ジチオピル	0.009 mg/L	0.00009 mg/L	0.008 mg/L	0.00008 mg/L
メフェナセット	0.02 mg/L	0.0002 mg/L	0.009 mg/L	0.00009 mg/L
プロモブチド	0.1 mg/L	0.001 mg/L	0.04 mg/L	0.0004 mg/L
エスプロカルブ	0.03 mg/L	0.0003 mg/L	0.01 mg/L	0.0001 mg/L
ピリプロキシフェン	0.3 mg/L	0.003 mg/L	0.2 mg/L	0.002 mg/L

#### 3. 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係

従来、第1の1第3条関係の工事設計書に記載すべき水質試験(水質基準項目)から消毒副生成物(項目番号20~30)を削除されていましたが、さらに味(項目番号47)も削除となりました。

#### ○水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について

要検討項目「N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)」について、目標値が0.0001mg/Lに変更されました。

以上